

## 6-1 課税状況

### (1) 課税状況(合計分)

区分	人員	金額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	11,569	56,118,245
配偶者控除額	452	4,447,248
基礎、特別控除額	11,531	34,160,152
基礎、特別控除後の課税価格	8,231	17,934,404
贈与税額	8,231	4,523,632
外国税額控除	-	-
外国税額控除後の額	8,231	4,523,632
農地等納税猶予額	1	135
株式等納税猶予額	3	21,470
納付税額	8,226	4,502,028
災害減免法第4条による免除税額	-	-

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注)1 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。

(注)2 人員について、(暦年課税分①)と(相続時精算課税分②)に重複する者があるため、①②の合計は(合計分)と一致しない。

### 課税状況(暦年課税分①)

区分	人員	金額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	8,554	28,448,955
配偶者控除額	452	4,447,248
基礎控除額	8,554	9,409,400
基礎控除後の課税価格	8,101	15,015,866
贈与税額	8,101	3,935,260
外国税額控除	-	-
外国税額控除後の額	8,101	3,935,260

### 課税状況(相続時精算課税分②)

区分	人員	金額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	3,097	27,669,290
特別控除額	3,059	24,750,752
特別控除額後の課税価格	133	2,918,538
贈与税額	133	588,373
外国税額控除	-	-
外国税額控除後の額	133	588,373

### (参考1) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

区分	人員	金額
	人	千円
住宅取得等資金の金額	1,373	11,239,522

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者について、平成26年6月30日までの申告または処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金額を示す。

### (参考2) 教育資金の非課税制度の状況

区分	人員	金額
	人	千円
非課税拠出額	1,032	7,338,504
教育資金支出額(管理契約終了分)	1	450

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者について、「非課税拠出額」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて、平成25年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調査」に基づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較  
(合計分)

年 分	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
平成 21 年 分	人 9,810	千円 49,147,858	人 6,157	千円 1,805,045
平成 22 年 分	9,832	50,719,631	6,514	2,831,813
平成 23 年 分	10,399	50,128,313	7,167	2,619,031
平成 24 年 分	10,318	47,520,791	7,364	2,573,543
平成 25 年 分	11,569	56,118,245	8,226	4,502,028

(暦年課税分及び相続時精算課税分)

年 分	暦 年 課 税 分 額		相 続 時 精 算 課 税 分 額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
平成 21 年 分	人 6,591	千円 20,165,081	人 3,289	千円 28,982,776
平成 22 年 分	6,898	24,267,927	3,012	26,451,703
平成 23 年 分	7,564	24,855,198	2,907	25,273,114
平成 24 年 分	7,694	24,591,791	2,706	22,928,999
平成 25 年 分	8,554	28,448,955	3,097	27,669,290

## (3) 申告及び処理の状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	11,558	56,037,042	8,236	4,484,259
	修正申告による増差額	82	126,302	68	22,872
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	21	45,099	16	5,103
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 11,569	56,118,245	実 8,226	4,502,028
過 年 分	申 告 額	468	1,556,791	458	170,344
	修正申告による増差額	49	335,960	52	67,891
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	20	69,513	19	15,447
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 515	1,823,238	実 507	222,788
合 計	申 告 額	12,026	57,593,834	8,694	4,654,603
	修正申告による増差額	131	462,262	120	90,763
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	41	114,612	35	20,551
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 12,084	57,941,483	実 8,733	4,724,816

調査対象等： 「本年分」は、平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年以前に贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税人員

税務署名	人員
	人
熊本西	1,627
熊本東	536
八代	330
人吉	135
玉名	203
天草	177
山鹿	121
菊池	296
宇土	146
阿蘇	91
熊本県計	3,662
大分	1,070
別府	378
中津	157
日田	176
佐伯	130
臼杵	84
竹田	31
宇佐	125
三重	58
大分県計	2,209

税務署名	人員
	人
宮崎	963
都城	398
延岡	404
日南	79
小林	195
高鍋	172
宮崎県計	2,211
鹿児島	1,546
川内	189
鹿屋	309
大島	182
出水	163
指宿	110
種子島	110
知覧	157
伊集院	170
加治木	399
大隅	152
鹿児島県計	3,487
熊本局計	11,569

(注) この表は、「(1)課税状況(合計分)」の「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	1	16	275	6,987	-	-
過 年 分	9	918	321	15,459	3	2,065
合 計	10	934	596	22,446	3	2,065

(注) 調査対象等は、「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

## 6 - 2 贈与財産価額階級別

### (1) 取得財産価額階級別状況（合計分）

取得財産価額階級	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150 万円以下	3,411	4,105,378	36,345
150 万円超	1,353	2,427,199	83,795
200 "	3,157	9,199,747	430,952
400 "	1,798	9,406,118	569,735
700 "	710	6,091,940	372,536
1,000 "	819	11,494,285	504,108
2,000 "	234	5,509,125	355,534
3,000 "	38	1,467,028	135,756
5,000 "	24	1,844,256	403,050
1 億円超	9	2,061,144	521,405
3 "	3	1,076,575	424,954
5 "	2	1,354,248	646,090
10 "	-	-	-
20 "	-	-	-
30 "	-	-	-
50 "	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>11,558</b>	<b>56,037,042</b>	<b>4,484,259</b>

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

### (2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分	
	人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
	人	千円	人	千円
150 万円以下	3,308	3,989,769	165	163,357
150 万円超	1,199	2,157,953	166	291,534
200 "	2,480	7,156,640	684	2,060,726
400 "	1,050	5,319,379	749	4,091,525
700 "	228	1,952,898	482	4,136,615
1,000 "	212	3,055,659	607	8,423,762
2,000 "	52	1,169,181	181	4,310,185
3,000 "	4	153,717	33	1,271,089
5,000 "	6	496,886	18	1,344,197
1 億円超	4	868,008	5	1,193,136
3 "	2	743,852	1	332,724
5 "	2	1,354,248	-	-
10 "	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>8,547</b>	<b>28,418,192</b>	<b>3,091</b>	<b>27,618,850</b>

(注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

### 6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額

取得財産等の種類		暦年課税分		相続時精算課税分	
		人員	取得財産価額 千円	人員	取得財産価額 千円
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	151	229,702	254	691,135
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	206	312,837	282	724,210
	宅地（借地権を含む。）	2,279	7,696,156	1,893	12,428,707
	山林	156	69,005	193	113,419
	その他の土地	173	341,252	138	901,641
	計	実 2,588	8,648,951	実 2,197	14,859,112
家屋、構築物		1,021	2,051,961	931	2,401,825
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	1	1,373	2	8,210
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	2	4,959	1	626
	売掛金	-	-	2	6,167
	その他の財産	22	38,550	-	-
	計	実 25	44,882	実 3	15,003
有価証券	株式及び出資	1,835	7,898,190	115	2,897,881
	公債及び社債	3	6,000	1	4,277
	投資・貸付信託受益証券	-	-	2	14,571
	計	実 1,837	7,904,190	実 115	2,916,729
現金、預貯金等		3,525	8,115,260	707	6,893,743
家庭用財産		-	-	1	500
その他の財産	生命保険金等	47	169,190	6	51,187
	立木	4	3,198	14	15,867
	その他	545	1,480,560	189	464,885
	計	実 595	1,652,948	実 206	531,938
合計		実 8,547	28,418,192	実 3,091	27,618,850

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。